

令和6年度 日本訪問看護財団調査

訪問看護指示書の交付に係る医療機関及び
訪問看護ステーションの連携に関する
Web アンケート調査
(訪問看護ステーション)
第2報

2024(令和6)年 12月

公益財団法人 日本訪問看護財団

令和 6 年度 日本訪問看護財団調査

訪問看護指示書の交付に係る医療機関及び訪問看護ステーションの
連携に関する Web アンケート調査（訪問看護ステーション）
報告書（第 2 報）

■ 目 次 ■

I. 調査概要	1
1. 目的	1
2. 方法	1
II. 調査結果	3
1. 回収数	3
2. 回答者の属性	3
3. 指示書の交付に関する実態	4
4. 指示書の授受に関する負担	10
5. 指示書の電磁的送受への要望状況	14

I. 調査概要

1. 目的

訪問看護利用者数の増加とともに、訪問看護指示書及び精神科訪問看護指示書（以下、指示書）を交付する医療機関、受け取る訪問看護ステーション双方の負担が増加している。この指示書の授受に関して、過去の調査結果*では、指示書交付に係る郵送料を訪問看護ステーションが「全利用者を負担している」との回答が最も多かった（31.2%）現状もあり、指示書の授受において、多様な実態があると推察される。

一方、担い手不足からの人的制約を見据え医療 DX が政策として推進されている。利用者・家族への切れ目のない訪問看護提供および医療機関・訪問看護ステーションの負担軽減に資するであろう指示書の電磁的送受について、医療 DX の一環として政府に取り組んでもらうためには、訪問看護ステーションにおける当該指示書の授受の実態を明らかにする必要がある。このため、当財団では、指示書の授受に関する医療機関及び訪問看護ステーションの負担感と、指示書の電磁的送受への要望状況を明らかにするため、緊急調査を実施した。

*:日本訪問看護財団「令和 4 年度診療報酬改定の要望に関する Web アンケート調査（会員対象）」

2. 方法

1) 調査対象

全国の訪問看護ステーション*の管理者

※：14,647 事業所（厚生労働省 介護給付費等実態統計月報 [令和 6 年 4 月審査分] 結果より）

2) 調査実施期間

2024 年 9 月 13 日（金）～ 2024 年 10 月 28 日（月）

3) 主な調査内容

事業所所在の都道府県、開設主体、実利用者数、1 月間の指示書が交付された枚数（利用者数）、訪問看護指示期間別利用者数、指示書の受理方法別利用者数、指示書のやり取り頻度、指示書受理にかかる費用、疑義解釈の認知度、訪問看護指示期間が途切れたことの有無、指示書交付に係る最初のやり取りで最も多い職種、指示書および訪問看護に関連する文書の DX 希望有無 等

4) 実施方法

無記名自記式、Web アンケート調査

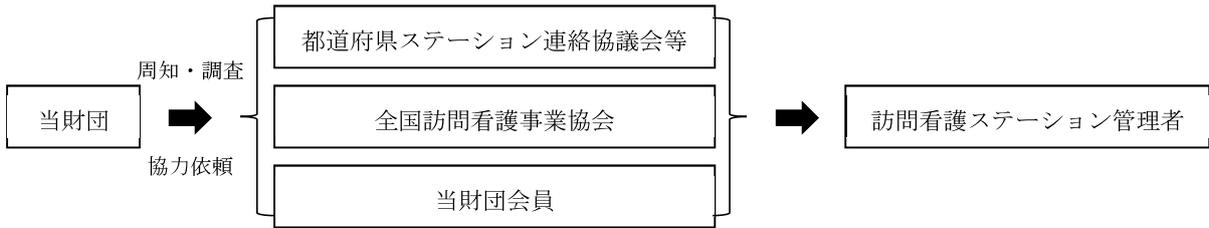
以下の団体から周知依頼を行い、訪問看護ステーションの管理者が任意で回答する（図表 1）。

- ① 各都道府県の訪問看護協議会又は総合支援センターあるいはステーション連絡協議会（連絡会・協議会・協会含む [以下、ステーション連絡協議会等]）に管内訪問看護ステーションへの調査協力の周知依頼を行った。

② ①の周知依頼と合わせて、一般社団法人 全国訪問看護事業協会に会員訪問看護事業所への調査協力の周知依頼を行った。

③ 当財団会員に対して、調査協力の周知を行った。

図表 1 調査依頼の方法



II. 調査結果

1. 回答数

全国の訪問看護ステーション管理者から、3,983 件の回答が得られた（回収率 27.2%^{※1}）。そのうち同意があった 3,948 件を有効回答とした（有効回答率 27.0%^{※2}）。

※1, ※2: 回収率と有効回答率は、I.2.1) 調査対象にある介護報酬を請求し稼働している事業所数を母数として、回答数または有効回答数を当該事業所数で除した値であって、実際に調査依頼状が行き届いた事業所の総数は不明。

2. 回答者の属性

1) 都道府県における訪問看護ステーションの回答数と構成比

「大阪府」が 8.4%で最も多く、「東京都」8.0%、「神奈川県」7.2%の順に多かった（図表 2）。

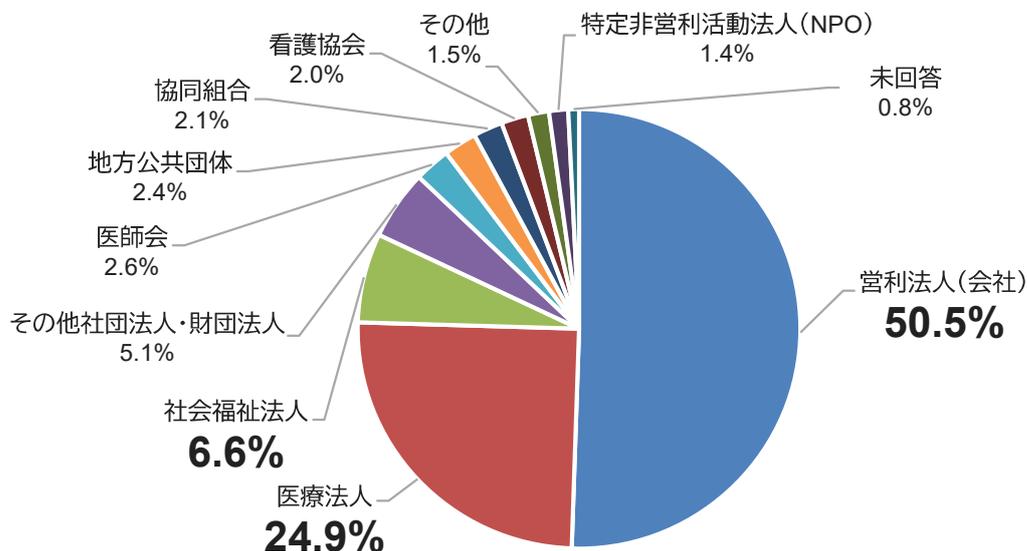
図表 2 都道府県における訪問看護ステーションの回答数と構成比 (n=3,948)

都道府県	回答数 (件)	構成比 (%)	都道府県	回答数 (件)	構成比 (%)	都道府県	回答数 (件)	構成比 (%)
北海道	113	2.9	石川県	66	1.7	岡山県	60	1.5
青森県	49	1.2	福井県	46	1.2	広島県	90	2.3
岩手県	41	1.0	山梨県	31	0.8	山口県	37	0.9
宮城県	42	1.1	長野県	52	1.3	徳島県	25	0.6
秋田県	19	0.5	岐阜県	59	1.5	香川県	17	0.4
山形県	25	0.6	静岡県	183	4.6	愛媛県	67	1.7
福島県	52	1.3	愛知県	160	4.1	高知県	20	0.5
茨城県	85	2.2	三重県	62	1.6	福岡県	110	2.8
栃木県	37	0.9	滋賀県	63	1.6	佐賀県	32	0.8
群馬県	55	1.4	京都府	94	2.4	長崎県	56	1.4
埼玉県	150	3.8	大阪府	331	8.4	熊本県	79	2.0
千葉県	187	4.7	兵庫県	232	5.9	大分県	43	1.1
東京都	315	8.0	奈良県	57	1.4	宮崎県	40	1.0
神奈川県	284	7.2	和歌山県	38	1.0	鹿児島県	68	1.7
新潟県	69	1.7	鳥取県	38	1.0	沖縄県	51	1.3
富山県	50	1.3	島根県	50	1.3	未回答	18	0.5

2) 訪問看護ステーションの開設主体における回答割合

「営利法人（会社）」が 50.5% で最も多く、「医療法人」 24.9%、「社会福祉法人」 6.6%、「その他社団法人・財団法人」 5.1%、「医師会」 2.6%、「地方公共団体」 2.4%、「協同組合」 2.1%、「看護協会」 2.0%、「その他」 1.5%、「特定非営利活動法人（NPO）」 1.4%、未回答 0.8%であった（図表 3）。

図表 3 訪問看護ステーションの開設主体の割合（n=3,948）

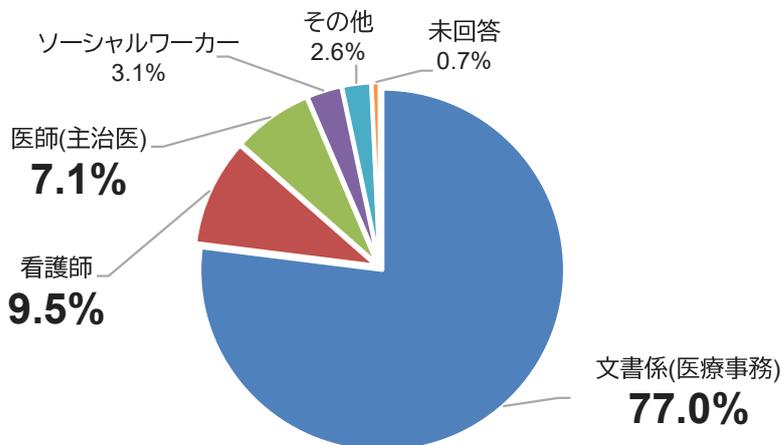


3. 指示書の受理に関する実態

1) 指示書の交付依頼で最初にやり取りする最も多い職種

指示書の交付依頼について、医療機関で最初にやり取りする最も多い職種は、「文書係（医療事務）」が 77.0% で最も多く、「看護師」 9.5%、「医師」 7.1%の順に多かった（図表 4）。

図表 4 指示書の交付依頼で最初にやり取りする最も多い職種の割合（n=3,948）



注) その他には、「ケアマネジャー」、「地域連携室スタッフ」などの回答があった。

2) 1 か月間の実利用者数と各指示書が交付された利用者数(2024 年 8 月分)

1 か月間の実利用者数について、回答があった 3,892 事業所の利用者数を合計すると 342,746 人で、平均値 88.1 人、中央値 68 人であった。

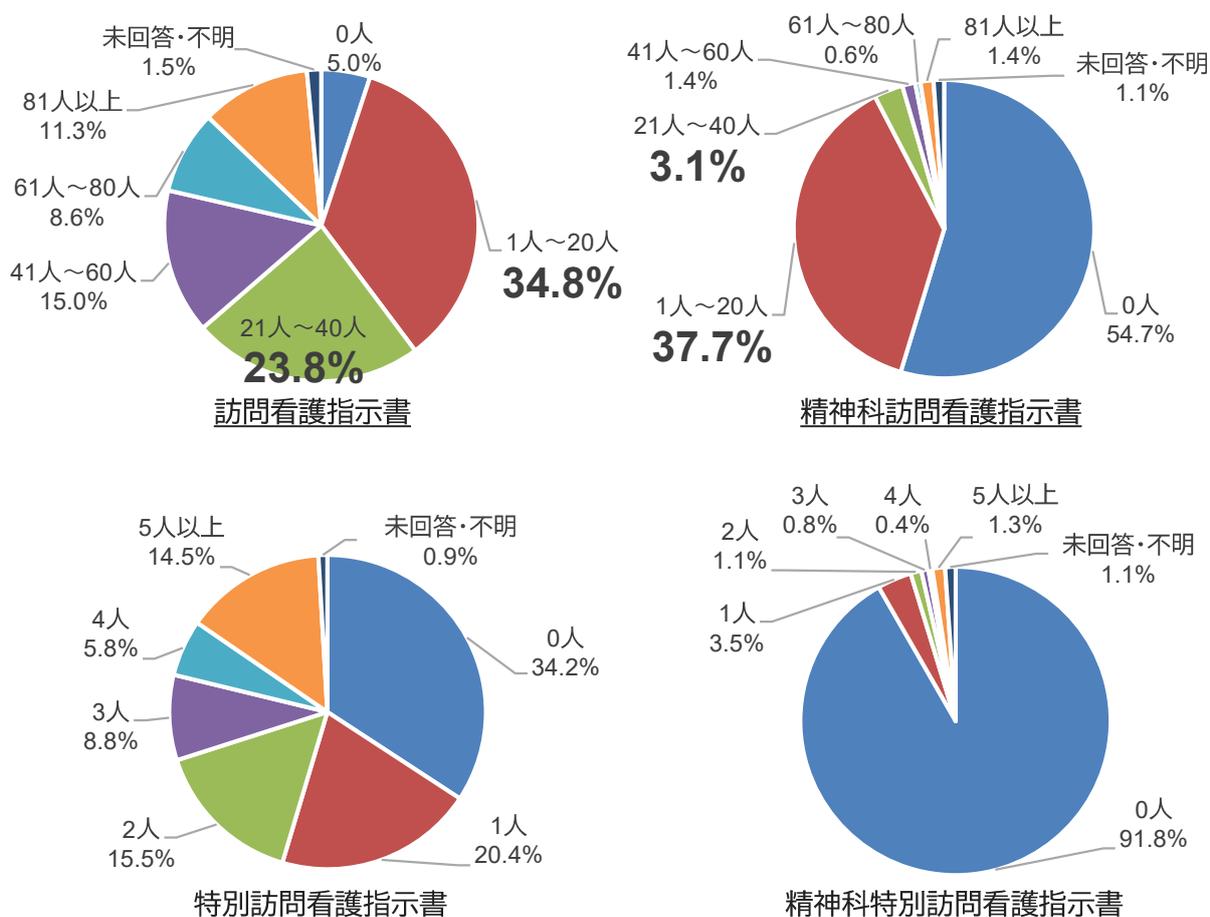
1 か月間に訪問看護指示書が交付された利用者数について、回答があった 3,890 事業所の利用者数を合計すると 156,977 人で、平均値 40.4 人、中央値 28 人であった。また、1 か月間に精神科訪問看護指示書が交付された利用者数について、回答があった 3,904 事業所の利用者数を合計すると 22,928 人で、平均値 5.9 人であった (図表 5-1)。

交付人数別でみると、訪問看護指示書では「1~20 人」と「21~40 人」を合わせた事業所が 58.6% を占め、精神科訪問看護指示書では「1~20 人」と「21~40 人」を合わせた事業所が 40.8% を占めていた (図表 5-2)。

図表 5-1 1 か月間の実利用者数と各指示書が交付された利用者数 (n=3,948)

項目	n	未回答・不明 (件)	合計値 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)
訪問看護ステーションの実利用者数	3,892	56	342,746	88.1	68
訪問看護指示書が交付された利用者数	3,890	58	156,977	40.4	28
精神科訪問看護指示書が交付された利用者数	3,904	44	22,928	5.9	0
特別訪問看護指示書が交付された利用者数	3,912	36	10,783	2.8	1
精神科特別訪問看護指示書が交付された利用者数	3,905	43	1,674	0.4	0

図表 5-2 交付人数別の事業所割合 (n=3,948)

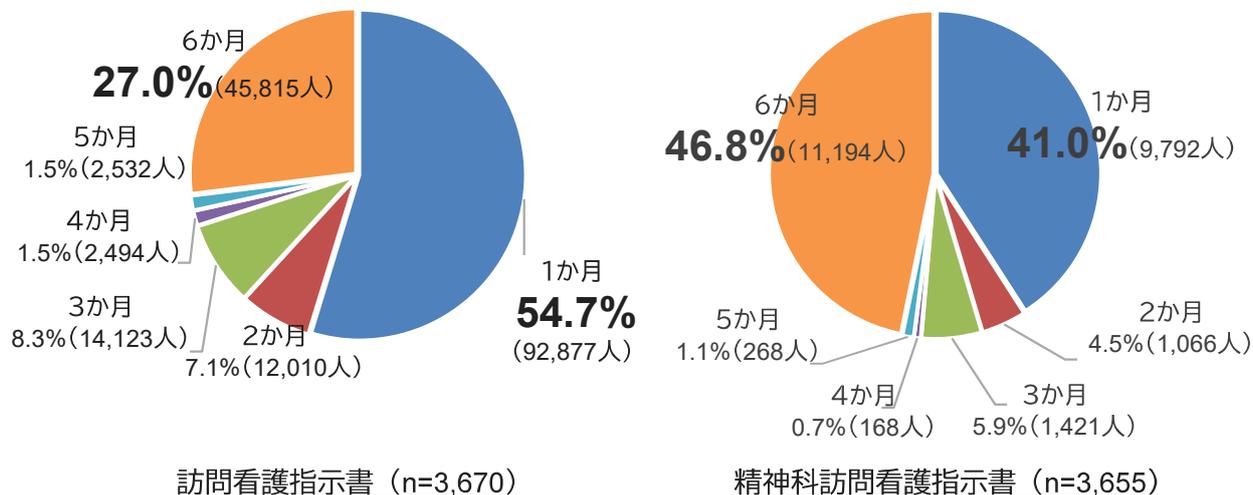


注) 訪問看護指示書は、介護保険と医療保険を含む。

3) 指示書における指示期間の利用者割合

「1か月」が54.7%で最も多く、次いで「6か月」が27.0%が多かった。その一方で、精神科訪問看護指示書における指示期間の利用者割合は、「6か月」が46.8%で最も多く、次いで「1か月」が41.0%が多かった（図表6）。

図表6 指示書における指示期間別の利用者割合



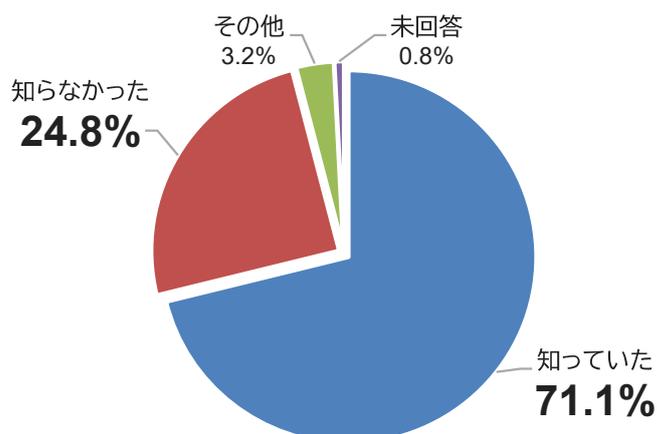
注1) 2024年8月の1か月に受領した指示書について回答を求めた。

注2) すべての指示期間で「未回答・不明」の回答がない3,670件または3,655件で算出した。

4) 指示書の交付に関わる責任の所在についての認識

指示書の準備や交付について、医療機関の責任において行うこと（H24/3/30 厚生労働省保険局医療課事務連絡（問123））を「知っていた」が71.1%で、「知らなかった」が24.8%であった（図表7）。

図表7 指示書の準備や交付について、医療機関の責任において行うことを知っている割合 (n=3,948)

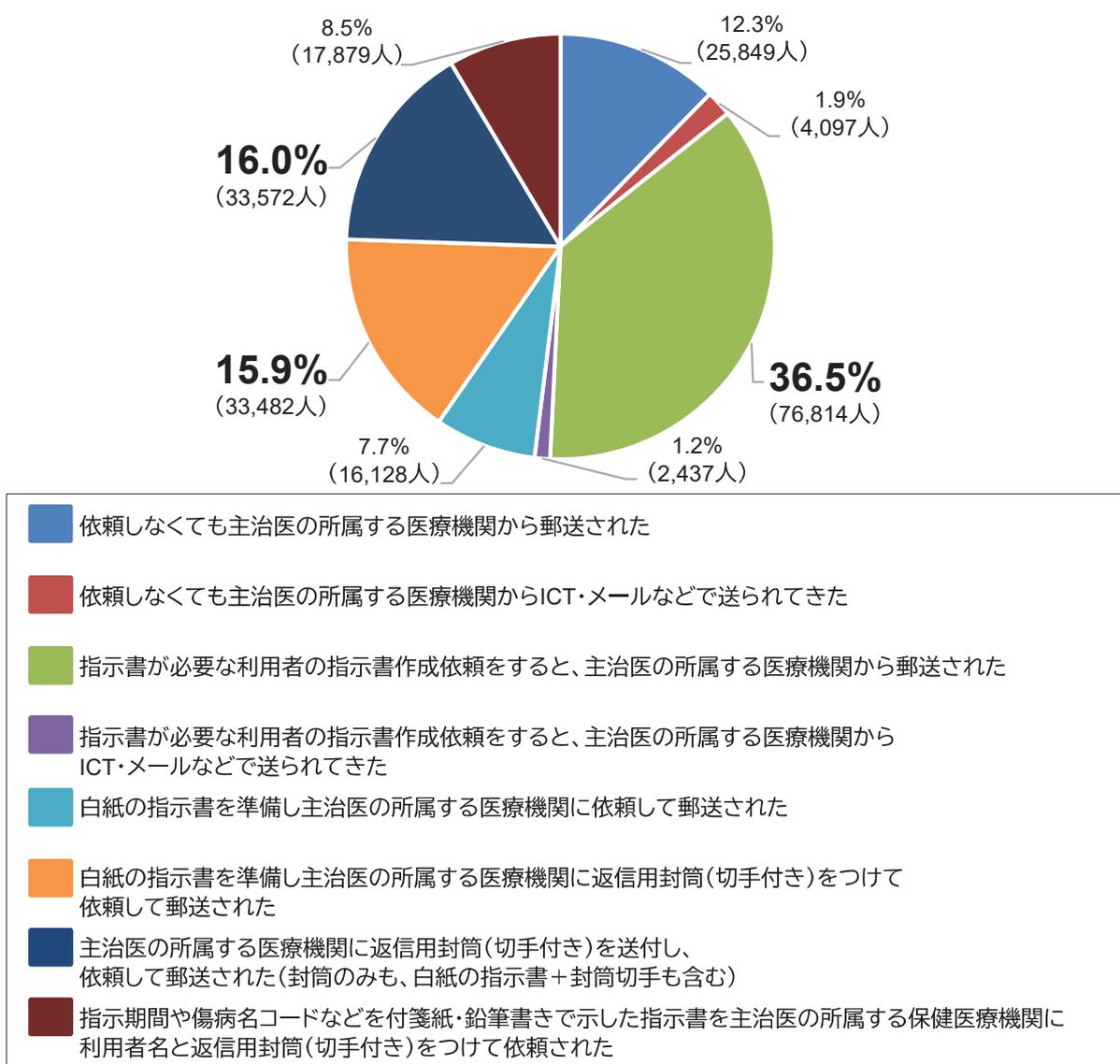


5) 指示書の受理方法別の利用者割合

訪問看護指示書における受理方法別の利用者割合は、「指示書が必要な利用者の指示書作成依頼をすると、主治医の所属する医療機関から郵送された」が**36.5%**で最も多く、「主治医の所属する医療機関に返信用封筒（切手付き）を送付し、依頼して郵送された（封筒のみも、白紙の指示書+封筒切手も含む）」**16.0%**、「白紙の指示書を準備し主治医の所属する医療機関に返信用封筒（切手付き）をつけて依頼して郵送された」**15.9%**の順に多かった（図表 8-1）。

精神科訪問看護指示書における受理方法別の利用者割合についても、「指示書が必要な利用者の指示書作成依頼をすると、主治医の所属する医療機関から郵送された」が**31.4%**で最も多く、次いで「白紙の指示書を準備し主治医の所属する医療機関に返信用封筒（切手付き）をつけて依頼して郵送された」と「主治医の所属する医療機関に返信用封筒（切手付き）を送付し、依頼して郵送された（封筒のみも、白紙の指示書+封筒切手も含む）」が**20.0%**で多かった（図表 8-2）。

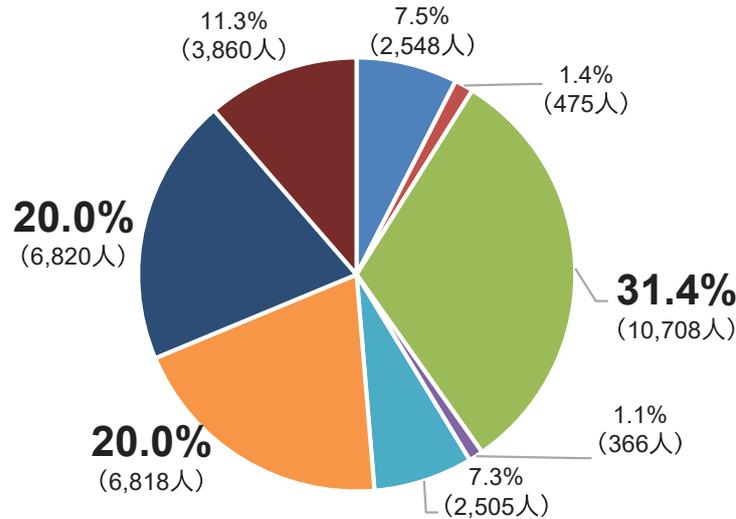
図表 8-1 訪問看護指示書における受理方法別の利用者割合（n=3,562）



注 1) 2024 年 8 月の 1 か月間に受領した指示書について回答を求めた。

注 2) すべての受理方法で「未回答・不明」の回答がない 3,562 件で算出した。

図表 8-2 精神科訪問看護指示書における受理方法別の利用者割合 (n=3,630)



- 依頼しなくても主治医の所属する医療機関から郵送された
- 依頼しなくても主治医の所属する医療機関からICT・メールなどで送られてきた
- 指示書が必要な利用者の指示書作成依頼をすると、主治医の所属する医療機関から郵送された
- 指示書が必要な利用者の指示書作成依頼をすると、主治医の所属する医療機関からICT・メールなどで送られてきた
- 白紙の指示書を準備し主治医の所属する医療機関に依頼して郵送された
- 白紙の指示書を準備し主治医の所属する医療機関に返信用封筒(切手付き)をつけて依頼して郵送された
- 主治医の所属する医療機関に返信用封筒(切手付き)を送付し、依頼して郵送された(封筒のみも、白紙の指示書+封筒切手も含む)
- 指示期間や傷病名コードなどを付箋紙・鉛筆書きで示した指示書を主治医の所属する保健医療機関に利用者名と返信用封筒(切手付き)をつけて依頼された

注 1) 2024 年 8 月の 1 か月間に受領した指示書について回答を求めた。
 注 2) すべての受理方法で「未回答・不明」の回答がない 3,630 件で算出した。

6) 指示書受理にかかった費用

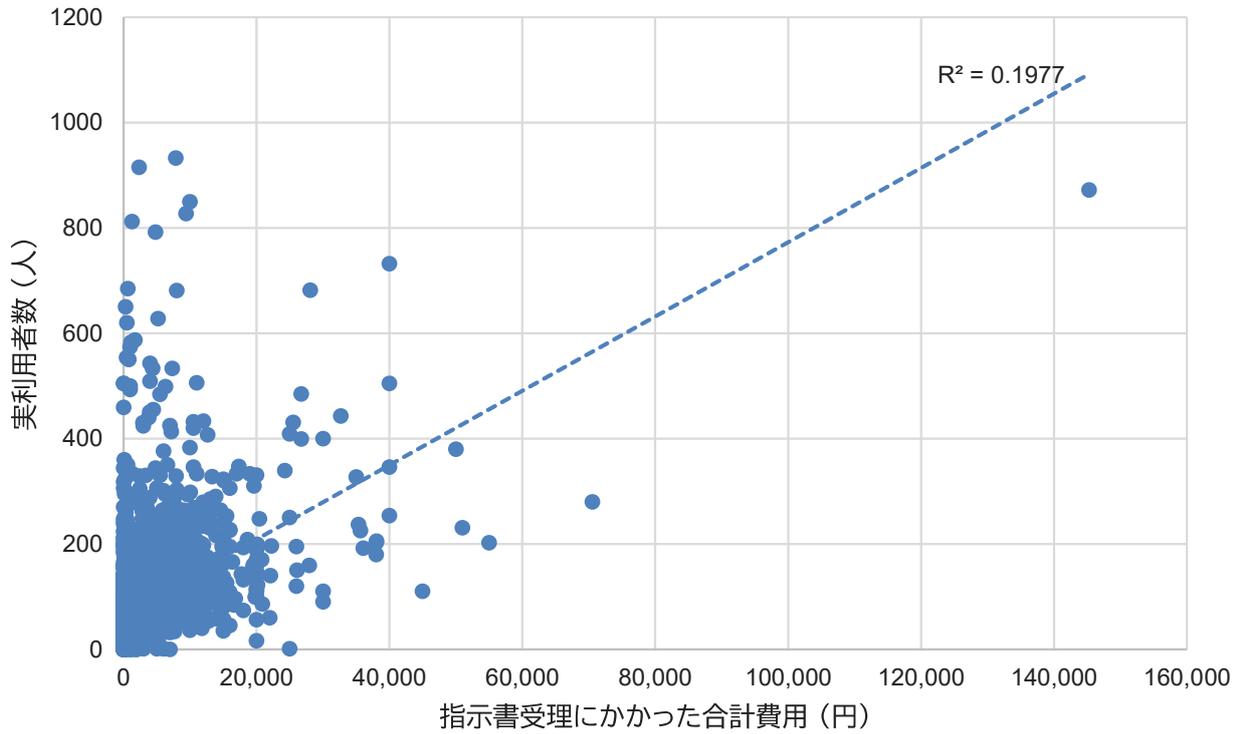
「指示書受理にかかった合計費用の平均値」は 2,880 円で、「合計費用のうち切手にかかった費用の平均値」は 2,368 円であった。(図表 9-1)。

図表 9-1 指示書受理にかかった合計費用と切手にかかった費用(n=3,948)

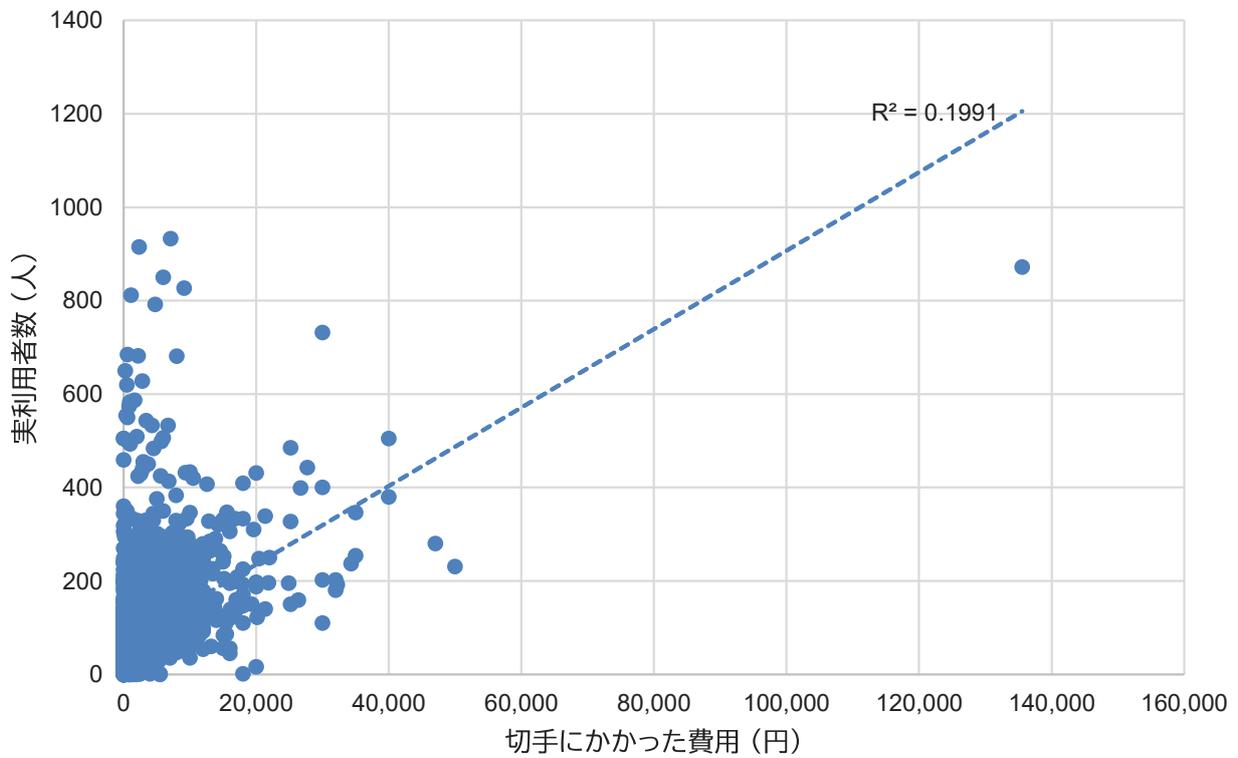
項目	n (件)	未回答・ 不明 (件)	平均値 (円)	中央値 (円)	標準偏差 (円)	最小値 (円)	最大値 (円)
指示書受理にかかった合計費用	3,638	310	2,880	1,200	5,333	0	145,260
合計費用のうち切手にかかった費用	3,800	148	2,368	1,008	4,432	0	135,576

注) 2024 年 8 月の 1 か月間にかかった費用について回答を求めた。

図表 9-2 指示書受理にかかった合計費用と実利用者数との関係 (n=3,578)



図表 9-3 切手にかかった費用と実利用者数との関係 (n=3,578)



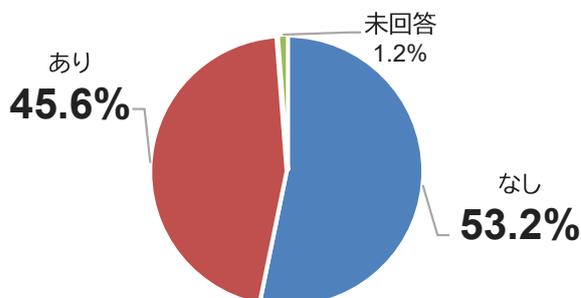
注) 指示書受理にかかった合計費用・切手にかかった費用・実利用者数がすべて回答されている 3,578 件で関係をみた。

4. 指示書の授受に関する負担感

1) 指示書の修正を依頼した割合

指示書に指示期間や傷病名コードなど修正事項があり、返送し改めて指示書を依頼した割合は、「なし」が53.2%で「あり」が45.6%であった（図表10）。

図表10 指示書に修正事項があったために返送し改めて指示書を依頼した割合(n=3,948)

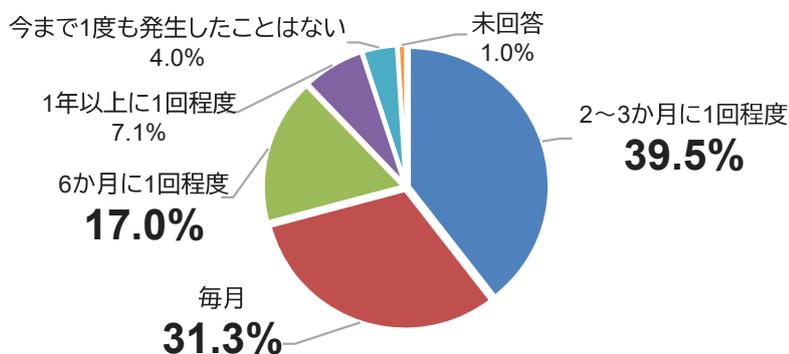


注) 2024年8月の1か月間に受領した指示書について回答を求めた。

2) 指示書の修正に関するやり取りの発生頻度

指示書の修正事項による返送や問い合わせのやり取りが発生する頻度の割合は、「2～3か月に1回程度」が39.5%で最も多く、「毎月」31.3%、「6か月に1回程度」17.0%の順に多かった（図表11）。

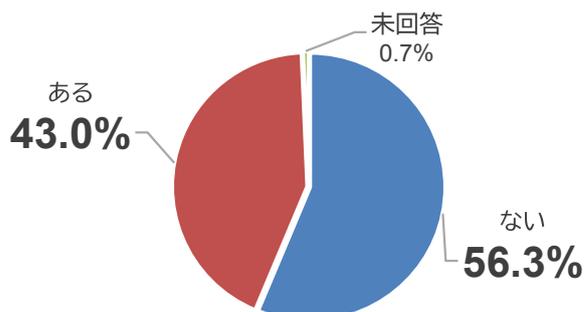
図表11 指示書の修正事項による返送や問い合わせのやり取りが発生する頻度の割合 (n=3,948)



3) 過去6か月間で医療機関の諸事情により指示期間が途切れた経験

過去6か月間で指示書の有効期間が切れる前に依頼したが、医療機関の諸事情により指示期間が途切れたことがある割合は、「なし」が56.3%で、「ある」が43.0%であった（図表12）。

図表12 過去6か月間で医療機関の諸事情により指示期間が途切れたことがある割合 (n=3,948)



4) 主治医が所属する医療機関との指示書に関わる連携で困った経験

主治医が所属する医療機関との指示書に関わる連携で困った経験は 12 項目に分類された。また、各項目における回答件数は、「指示書の発行を依頼しても期日までに届かないことや発行してもらえないことがある」が 23.7%で最も多かった（図表 13）。

図表 13 主治医が所属する医療機関との指示書に関わる連携で困った経験 (n=3,229)

分類 件(%)	回答内容(一部抜粋)
指示書の発行を依頼しても期日までに届かないことや発行してもらえないことがある 765(23.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼した期日までに手元に届かなかった事。 ・1カ月前に指示書依頼を送付しているが、期日までに返送がなく指示書の確認が取れなかった。 ・指示書の発行まで時間がかかり訪問開始までに間に合わず開始日を変更せざるを得ない場合があること。 ・訪問看護の依頼をケアマネや本人から受け、医師の承諾も得たが、大きい病院などは指示書を書いていただき手元に届くまでに1ヶ月以上かかることがあり、訪問開始出来ないことがある。 ・次回予約が決まっていないと指示書が貰えなかったり、本人の受診機関があいてしまい書けないと期日を過ぎてから言われる。
記載内容の不備・不足や依頼書等の紛失により何度も繰り返しのやり取りが必要となる 636(19.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ時間、傷病名コード、褥瘡の深さ等の記載漏れが多く、電話でのやりとりが必須。 ・依頼した事項について記入がされていない、日付等の間違いがあるなどで原本を送り返す。 ・患者が医師から指示された内容と指示書の内容が違い、病院へ問い合わせても分からないと回答。困った家族が、もう一度受診をして記入してもらった事があった。 ・返信用封筒を付けて依頼書を送ったが紛失してしまったと連絡があり、再度依頼書と返信用封筒を送った。 ・高齢の医師が主治医の時、裏にまで渡る手書きの指示書をいただいたが字が判読できず何度も足を運びお伺いした。
切手付き返信用封筒や白紙の指示書の用意を求められる 482(14.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続の方でも返信用封筒切手貼ったものが同封されない限り指示書は書かないと言われた。 ・指示書発行依頼時に郵送の場合は切手付き封筒または切手代金を請求される。 ・病院やクリニックの間違いで修正が必要な時でも送られてきている指示書を送り返し、またそこにも切手を貼っての返信用封筒を依頼される事がある。 ・状態が変わらないのに毎月指示書を書く医療機関があり、毎月封筒・切手代をこちらが負担する必要がある。 ・白紙の記入用紙が入っていないので再度郵送するよう言われたり、インターネットなどでダウンロードできますと伝えても送ってくださいと言われる事もあります。
医療機関が指示書の記載方法を把握していない 298(9.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病名コードについて理解されていない。 ・本人、ケアマネから主治医に依頼したが、指示書の書き方が分からないという理由で指示がもらえなかった。 ・指示書記載を鉛筆で下書きして、返信封筒(切手付)をつけて郵送したが、書き方がわからないと言われ何日も説明を行い時間を要した。 ・指示内容の制度改定があるとその内容のお知らせ文書を作成し、依頼書に同封しなければ理解していただかず、文書作成や切手代が1段階(84円⇒94円)高くなってしまうことがある。 ・先生から指示書の書き方が複雑でわかりにくいと訪問看護側が怒られる。指示書の書き方がわからないからかほとんど空欄のまま指示書が発行されることもあった。
主治医交代や依頼方法の違いによって追加の作業が発生する 216(6.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医が交代していたため、書けないと言われた。 ・主治医変更時に前の指示書をコピーして送って欲しいと依頼された。 ・医療機関によって宛先(一括外来、科ごと外来、医事課あてなど)が違い、間違えると注意される。 ・医療相談員に指示書の記載は可能か何う→外来に聞いてくれ→医事課に聞いてくれ→医師に聞かないとだから外来では?と各所に電話をしなければならず、時間も電話代もかかった。 ・医療機関により依頼先(医事課や連携室、担当課外来窓口宛など)や依頼方法(文書、FAX、専用の依頼用紙、医療機関の窓口、委任状が必要など)、指示書の依頼のタイミングが異なり、医療機関ごとに確認をしなければいけない。

注) 主治医が所属する医療機関との指示書に関わる連携で困った経験について、2,486件の訪問看護ステーションから自由記述の回答が得られた。そのうち、困った経験が明確に読み取れた3,229件の回答内容を分類・集計した。

図表 13 つづき

分類 件(%)	回答内容(一部抜粋)
指示書の交付が遅い ため報酬が請求でき ない 195(6.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・指示書の交付が遅く請求を保留する事が年に数回ある。 ・期限切れになった指示書について、再度指示書を依頼しても2ヵ月書いてもらえず請求も保留となるのが何度もあった。 ・訪問開始後、難病との診断があり医療保険対応になったが、主治医がなかなか診断名を変更した指示書を書いてくれず、請求が滞った。 ・月の後半から訪問スタートする利用者様の新規指示書が届かず、請求を月遅れにしなければならない時。 ・音声ガイダンス・録音メッセージでの連絡しかできず、修正依頼や進捗確認に時間がかかり請求するのに月をまたいだ。
本人・家族による受 け取りを求められる 136(4.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人、またはご家族でなければ引き取りが出来ないこと。 ・家族が病院に出向き依頼をしてもらわないといけなと言われて。 ・患者さんや家族が受け取らなければいけない病院で封筒にも入れず渡された本人には秘密にしている事項を本人が見てしまった。 ・至急で開始の場合や受診がなかなかできない場合でも、本人からの依頼でないとい指示書が出せない。 ・指示書交付されるが利用者のみでしか手渡しできないので次の診察まで長期間受診しない方は指示書を待ったり、指示書の為だけに行くことをお願いしたりと負担が大きい。
主治医や文書係等と の連絡体制に課題が ある 136(4.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医とは直接話ができない。 ・事務員とのやりとりなので、内容や指示いただきたいことが上手く通じない。 ・大きな病院だと指示書の訂正や問い合わせがあった時に連絡が取りづらい。 ・電話がなかなかつながらず、繋がっても忙しいから対応が厳しい事が多い。 ・指示書は作成されていたが、連絡がなく取りに行くまでに時間がかかった。
指示期間が切れても 新しい指示書が交付 されない 127(3.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・指示期間が切れて、何回も何回もお願いしたが、忙しいと数ヶ月書いてもらえなかった。 ・主治医が月1回しか出勤しないとの理由で指示書の有効期限までに次の指示書が届かなかった。 ・指示書の有効期間が切れる前に医療機関へ依頼したが、医療機関の事情や、利用者の未受診などが原因で指示期間が途切れた。 ・1ヶ月前には引き続き交付のお願いをするがいつも期間が切れた後3ヶ月くらい放置されるクリニックがある。 ・指示書の依頼を前もって行っても期間が切れるまでに発行されず、問い合わせすると、まだ医師が書いてない、非常勤医師なので次回来るのはだいが先なので、それまで書けない、など。
依頼書を送付するか 窓口で直接依頼しな ければ指示書を作成 してもらえない 126(3.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼書がないと発行できないと話があり毎回発行している。 ・継続の方でも依頼文が同封されない限り指示書は書かないと言われて。 ・指示書依頼の文章を直接医療機関にて記載することを強いられたこと。 ・ステーションから1時間くらいの遠方の病院でしたが、指示書依頼、受け取りを窓口で直接行かなくてはならない方式でした。 ・1ヶ月の指示期間で毎月依頼書を付けてくださいといわれ、状態も変わってないため指示期間を長くお願いしましたが、だめでした。
医療機関から指示書 の受け取り連絡が入 る 92(2.8%)	<ul style="list-style-type: none"> ・指示書ができれば、電話をもらいこちらから取りに行っている。 ・遠方の病院で、直接受け取りと言われたこと。 ・取りに行かなくてはならない医院がありガソリン代や時間がかかる。 ・指示書用紙を持っていくときや取りに行く際、医院から時間の指定がある。 ・指示依頼書を送付すると「病院まで病院窓口にある専用の書類申請書を記入しに来てください」と言われる。
郵便の送受に関する トラブルがある 20(0.6%)	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼書を提出したのに届いていませんと言われる。 ・指示書を送ったとのことだが、届かないことがあった。 ・郵送された指示書が郵便事故により紛失し再発行を依頼したことがあった ・指示書をお願いしても依頼が届いていないと言われることが多く特定郵便など証拠を残している。 ・送付したと連絡はあっても届かないことがあり、送付先相違にて再戻しになったケースもあった。

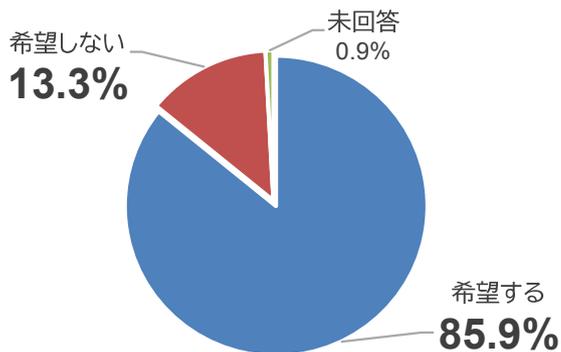
注) 主治医が所属する医療機関との指示書に関わる連携で困った経験について、2,486件の訪問看護ステーションから自由記述の回答が得られた。そのうち、困った経験が明確に読み取れた3,229件の回答内容を分類・集計した。

5. 指示書の電磁的送受への要望状況

1) 医療 DX に指示書等が含まれることを希望する割合

医療 DX に訪問看護指示書や訪問看護報告書、訪問看護計画書が含まれることについて、「希望する」は 85.9%で、「希望しない」は 13.3%であった（図表 14）。

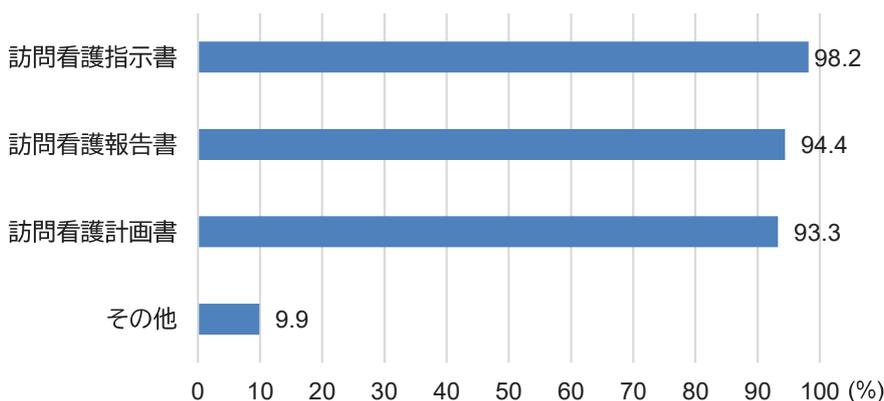
図表 14 医療 DX に訪問看護指示書や訪問看護報告書、訪問看護計画書が含まれることを希望する割合 (n=3,948)



2) 医療 DX に含まれることを希望する様式

医療 DX に含まれることを希望する各様式は、「訪問看護指示書」の他、「訪問看護報告書」と「訪問看護計画書」も 93.0%を超えていた（図表 15）。

図表 15 医療 DX に含まれることを希望する様式 (n=3,390)

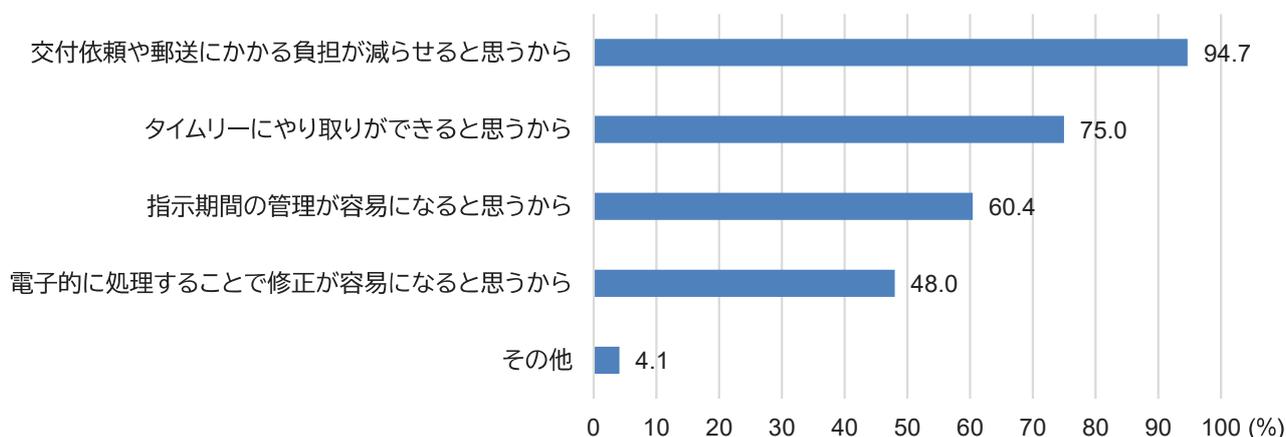


注) その他には、「訪問看護サマリー」、「特別訪問看護指示書」、「在宅患者訪問点滴注射指示書」、「情報提供書」、「褥瘡対策に関する看護計画書」、「薬剤情報」などの回答があった。

3) 医療 DX に含まれることを希望する理由

医療 DX に含まれることを希望する理由は、「交付依頼や郵送にかかる負担が減らせると思うから」が 94.7%で最も多く、「タイムリーにやり取りができると思うから」75.0%、「指示期間の管理が容易になると思うから」60.4%の順に多かった（図表 16）。

図表 16 医療 DX に含まれることを希望する理由 (n=3,390)

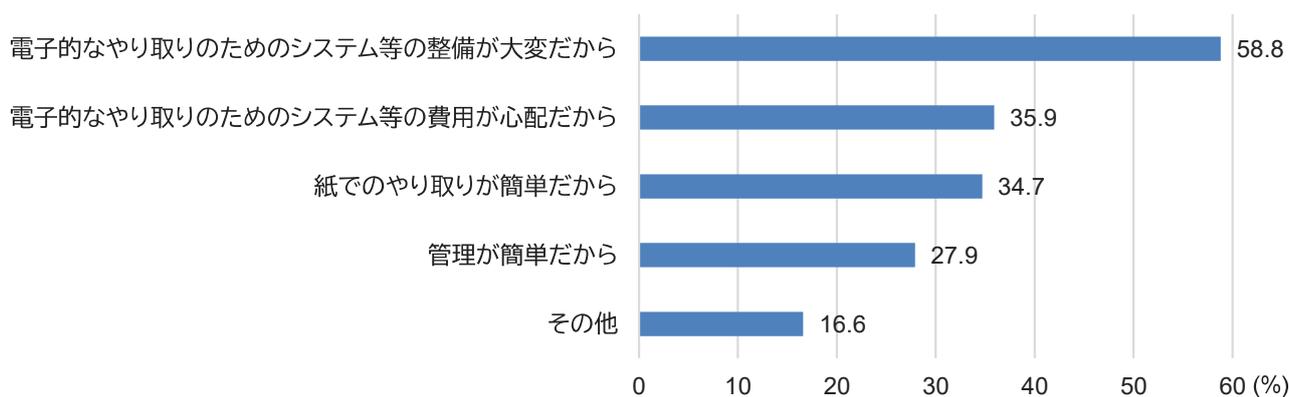


注) その他には、「毎月医療機関の窓口に行き往復する時間とガソリン代が削減できる」、「コピー用紙など資源の無駄が削減できる」、「プリンターインクの節約になる」、「事務作業の効率が上がる」、「病院の業務時間以外でもデータを共有できるから」、「保管場所が不要になるから」、「送信履歴が残るため」などの回答があった。

4) 医療 DX に含まれることを希望しない理由

医療 DX に含まれることを希望しない理由は、「電子的なやり取りのためのシステム等の整備が大変だから」が 58.8%で最も多く、「電子的なやり取りのためのシステム等の費用が心配だから」35.9%、「紙でのやり取りが簡単だから」34.7%の順に多かった（図表 17）。

図表 17 医療 DX に含まれることを希望しない理由 (n=524)



注) その他には、「実際には従来のやり方の方が負担は少ないと思う」、「トラブル発生した場合データがとんでしまわないか心配」、「個人情報であるため間違いが起きないか心配」、「マイナンバーカードを持っていない利用者の方が多いため現実的ではない」、「顔の見える関係も必要なので配りものも大切だと思う」、「医療 DX は指示書だけでよい」、「紙の方がすぐに確認できる」、「機械の操作が難しい」、「また一律してどこの医療機関も全て対応してくれることにならないと煩雑さが増えて何の意味もない」などの回答があった。

令和 6 年度 日本訪問看護財団調査
訪問看護指示書の交付に係る医療機関及び訪問看護ステーションの
連携に関する Web アンケート調査（訪問看護ステーション）
第 2 報

2024 年 12 月 23 日 報告書作成

作成者 公益財団法人 日本訪問看護財団

〒 150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 日本看護協会ビル 5 階

Tel 03-5778-7001(代表)

Fax 03-5778-7009

URL <http://www.jvnf.or.jp>
